

第404回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和4年7月25日(月)午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 人

傍 聴 人

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程6 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程7 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程8 報告第4号 非農地証明書の交付について

日程9 報告第5号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、7月19日に告示になりました、第404回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和4年7月19日、上山市農業委員会告示第9号により、令和4年7月25日、第404回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和4年7月19日付け農委第61号をもって、第404回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配付について、第404回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。以上で報告終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、2番、長沼健司委員、8番、松田陽一委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

はじめに所有権移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は権現堂在住の〇〇氏、農業、譲受人は権現堂在住の〇〇氏、農業であります。権現堂地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。4番、上妻一実委員。

上妻委員 この件に関しまして7月19日、〇〇氏と現地調査をしてまいりました。この県営土地改良事業という場所において、権現堂地内における減災、防災事業が大きい形で進んでいる訳ですが、それに伴っての買収が今度始まります。それにつきまして、〇〇氏と〇〇氏の土地が50年前に交換していた場所もあり、一つの田んぼになっているがそこを一つにした方が簡単に県営との売買が出来る

ので〇〇氏と〇〇氏がお話し合いをしまして、〇〇氏がその土地をまず購入するということで県の方をお願いしてそこを売買するということになっていましたので、なんら問題なく、互いにいい形で交換できるかなと思っています。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。なお、3ページに位置図がございますので併せてご覧ください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は川口在住の〇〇氏、会社員兼農業、借り人は仙台市に事務所を有する株式会社〇〇、建設業、であります。川口地内の田畑4筆、1,590㎡のうち263.48㎡について携帯電話の基地局建設に係る作業ヤード等として利用するため一時転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は高野在住の〇〇氏、農業、譲受人は高野在住の〇〇氏、農業兼自営業です。高野地内の畑1筆について譲受人が営む建設業で使用するトラック用の駐車場を造成するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号2については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は、神奈川県秦野市在住の〇〇氏、無職、譲受人は旭町一丁目在住の〇〇氏、無職です。旭町二丁目地内の畑3筆について、アパート建築及び雪捨て場として利用するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程6、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の5ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1及び2については関連がありますので、一括して説明いたします。山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は川口在住の〇〇氏であります。小穴地内の田3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の6ページをお開きください。5件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号3及び4については

農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 8、報告第 4 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 4 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 7 ページをお開きください。1 件の申請がございました。整理番号 1 について説明いたします。申請人は東京都東大和市在住の〇〇氏及び埼玉県越谷市在住の〇〇氏であります。北町二丁目地内の畑 1 筆について申請があったものです。昭和 37 年に先代が隣接地に居宅を建築した頃から通路として利用し現在に至ったもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 5 号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 5 号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の 8 ページをお開きください。2 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。所有者は東村山郡中山町在住の〇〇氏、施工者は狸森に事務所を有する〇〇株式会社であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について、事務局長より報告いたします。

事務局長 整理番号 2 について説明いたします。所有者は永野在住の〇〇氏、施工者は山形市に事務所を有する〇〇株式会社であります。隣接の田と同じ高さにするため田に盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたい

と思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 1 時 4 7 分)

議事録署名委員

議事録署名委員